

審査基準

基準の名称	徳島県立学校の授業料等の減免に関する基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
県立学校使用料、手数料徴収条例	6	県立学校授業料等の減免

基準の内容

I 低所得減免(規則第2条第1項第1号関係)

1 規則第2条第1項第1号に定める授業料等の免除は、次の各項の全てに該当する場合に行うものとする。

- (1) 生活行動が良好であること。
- (2) 学資の支弁が次の各号のいずれかに該当するため困難であること。
 - イ 生活保護法による生活扶助を受ける者又は受けるに至った者。
 - ロ 非常の災害(風水害、地震等の自然災害の他、火事等の災害も含む。)により家計が急変した者。
 - ハ 家計の主宰者等が死亡、病気、事故等により、家計が急変し生計の維持が困難な者。なお、急変後の所得金額が所得基準額以下となる見込みであること。
 - ニ その他、所得金額が所得基準額を下回る者。ただし、世帯員数がこれに該当しない場合は、1人当たり480,000円を加減した額とする。

所得基準額

(単位:円)

住所 \ 世帯員数	一般世帯 4人	母子世帯 3人
徳島市	2,579,640	2,731,080
鳴門市 小松島市 阿南市	2,498,880	2,586,480
上記に掲げた以外の市町村	2,422,920	2,521,200

2 授業料等の免除は、原則として申請のあった日の属する月の翌月から開始するものとする。ただし、新年度の4月中に申請のあった者は4月から、通信制課程及び定時制課程のうち単位制による課程へ転入学又は編入学する者で当該入学日の属する月中に申請のあった者は当該月から授業料等の免除は開始するものとする。なお、免除する事由を失ったときは、その事由を失った日の属する月まで免除するものとする。

II 単位超過減免(規則第2条第1項第2号イ関係)

1 規則第2条第1項第2号イに定める授業料等の免除は、次の各項の全てに該当する場合に行うものとする。

- (1) 単位制による定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)(以下「就学支援金法」という。)第5条第1項に規定する受給権者(以下「受給権者」という。)である者。
- (2) 学校での履修の登録をした単位数が、通算で74単位又は、年間で30単位を超える者。(令和3年度と令和4年度に限り、年間30単位を超える者を除く。)
- (3) 徳島県立高等学校等学び直しへの支援金制度の対象外である者。
- (4) 単位超過した理由が、教育課程上やむを得ないものと認められる者。

2 授業料減免は、超過した単位数に単位単価をかけた額を、当該超過単位の履修月数で割った額とし、受給権者に該当する月に適用するものとする。ただし、受給権者に該当する月であっても就学支援金法第9条の規定による支払の一時差止め月には適用しない。

III 支給停止減免(規則第2条第1項第2号ロ関係)

1 規則第2条第1項第2号ロに定める授業料等の免除は、次の各項の全てに該当する場合に行うものとする。

- (1) 単位制による定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、就学支援金法の受給権者である者。
- (2) 就学支援金法第8条第1項の規定により同法第3条第1項に規定する就学支援金の支給の停止を受ける者。
- (3) 徳島県立高等学校等学び直しへの支援金制度の対象外である者。

2 授業料減免は、支給の停止を受ける月について、支給の停止を受けなければ当該月に支給される就学支援金の額を適用する。ただし、支給停止を受ける月であっても、同時に就学支援金法第9条の規定による支払の一時差止め月には適用しない。